

## 国外に居住する親族について扶養控除等の適用を受ける場合

住民税について、国外に居住する親族（国外居住親族）の扶養控除等の適用（※）を受ける場合は、申告もしくは年末調整で以下の書類を提出または提示する必要があります。

※「扶養控除等の適用」とは、扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除の適用および非課税限度額制度の適用（16歳未満の扶養親族を含む）のことです。

●令和6年度（令和5年分）以後の必要書類					
適用する控除		提出または提示が必要な書類			
		親族関係書類	送金関係書類	その他	
扶養控除	16歳未満		○	○	—
	16歳以上29歳以下		○	○	—
	30歳以上 70歳未満	留学により非居住者 となった方	○	○	留学ビザ・在留 カードなどの写し
		障害者の方	○	○	—
		生活費または教育費 のために38万円以上 の支払いを受けて いる方	○	○	（親族ごとに合計 38万円以上の送金 が確認できること）
70歳以上		○	○	—	
配偶者（特別）控除		○	○	—	
障害者控除		○	○	—	

※平成29年度（平成28年分）以後の住民税について適用となっています。

※赤色部分は令和6年度（令和5年分）以後の住民税について適用となります。

※前年の12月31日時点の年齢で判定します。

※提出または提示が必要な書類が外国語で書かれている場合は、日本語訳も必要です。

※複数の親族の扶養控除等を適用する場合は、その親族ごとに送金をする必要があります。

※親族とは、配偶者・6親等内の血族・3親等内の姻族です。

※「障害者の方」、「障害者控除」は、国内に居住する方と同じ障害者控除の規定に基づいて判定されます。

### ●親族関係書類とは

「親族関係書類」とは、国外居住親族と納税義務者が親族であることが証明できる書類です。

#### ・国外居住親族が日本人の方の場合

戸籍の附票の写し、国または地方公共団体が発行した書類および国外居住親族のパスポートの写し

#### ・国外居住親族が外国人の方の場合

外国政府または外国の地方公共団体が発行した国外居住親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載のある書類（戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書など）

※1つの書類にすべての記載がない場合は、複数の書類を組み合わせることで証明します。

### ●送金関係書類とは

「送金関係書類」とは、国外居住親族を扶養する年において、国外居住親族それぞれの生活費または教育費に充てるために支払を行ったことを明らかにする書類です。次の（1）または（2）のいずれかになります。

- （1）金融機関が発行した書類またはその写しで、その金融機関が行う為替取引により、納税義務者から国外居住親族に支払いをしたことを明らかにする書類（外国送金依頼書の控え）
- （2）クレジットカード発行会社が発行した書類またはその写しで、国外居住親族がそのクレジットカードを利用して、商品の購入等をしたことにより、その商品の購入等の代金に相当する金銭を納税義務者から受領したことを明らかにする書類（いわゆるクレジットカードの家族カード利用明細書）